要求事項
一、今回協議ニ関シ従業員ヨリ十八名ニ対シ解雇セザル事
二、不当解雇者件
会社ニ採用スル事
三、会社成立ノ時ヨリ従来ノ給与ハ減少セシメサル件
四、本人ノ希望ニ依リ特別勤ニ当サセザル事
五、然シ会社ノ規則ノ厳守ヲ以テ支給スル事
六、解決ニ至ル迄ハ一名百円宛支給スル事
五月六日左記条件ニテ解決ス
一、争議従業員ハ速ニ解散シ争議ノ警告書ヲ出シ実ハ
勤務ニ従事スヘク今後再ビ同様ノ行為ヲ致サザル事
モトヨリ何レノ方協調ニモ依ラズ解雇セザル旨ヲ
表示スル事

二、前項ノ誓書ヲ立会人ヘ交付スルト同時ニ会社ハ其ノ誠意ヲ信シ改悛ノ情アルヲ認メ其因リ従業員ヨリ犠牲者ヲ出サザルコトヲ声明スル事

① 株式会社桑折自動車商会
所在地 福島県伊達郡桑折町
争議人員 七名
参加人員 全員
争議原因
近時不況ニヨリ五月一日ヨリ給料ノ一割五分ヲ減給スル旨宣言シタルニ
これと運転手ハ反対シ要求書ヲ提出シタルニ因ル
要求事項
一、給料ハ現状維持ノ事